きた住まいるサポートシステム アップデートのお知らせ

一「省エネ性能の説明義務制度」に対応した「説明書」の出力が可能になります―

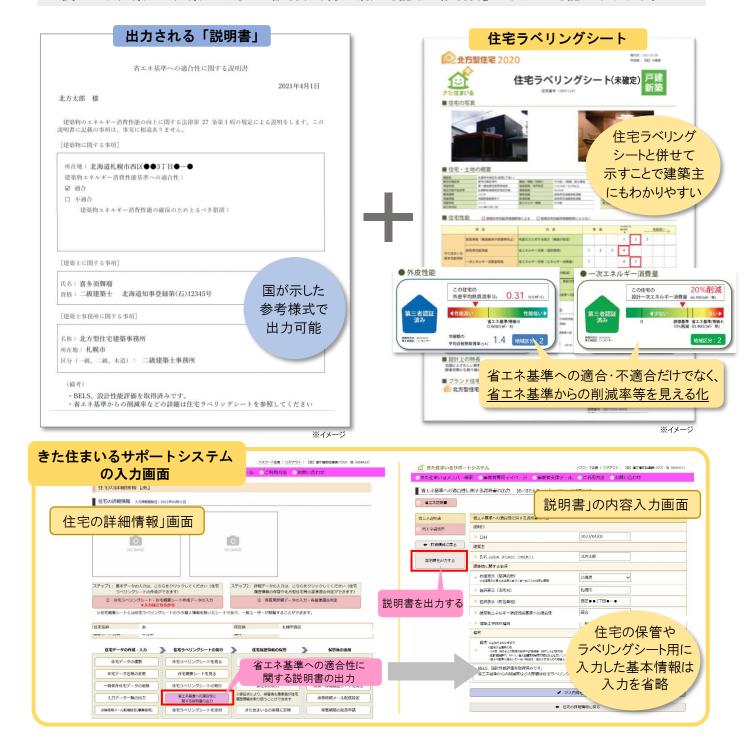
日頃より、北海道の建築住宅行政にご協力いただき、感謝申し上げます。

「きた住まいるサポートシステム」で、建築物省エネ法に基づく「説明義務制度」に対応した「説明書」の出力が可能となるアップデートを行いますので、予め、お知らせいたします。

なお、アップデートの内容は、**令和3年3月19日(金)からシステムに反映される予定です**。 ※今回のアップデートに伴い、システムを停止することはありません。

<アップデートの内容>

令和3年4月1日に施行される建築物省エネ法の「説明義務制度」に合わせ、省エネ基準への適合性に関して、建築士が建築主に対して説明する際に活用可能な「説明書」の出力が可能になります。



省エネ基準への適合性に関する説明書

2021年4月1日

北方太郎 様

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 27 条第1項の規定による説明をします。この 説明書に記載の事項は、事実に相違ありません。

「建築物に関する事項〕

所在地: 北海道札幌市西区

建築物エネルギー消費性能基準への適合性:

☑ 適合

□ 不適合

建築物エネルギー消費性能の確保のためとるべき措置:

「建築士に関する事項〕

氏名: 喜多須舞瑠

資格:二級建築士 北海道知事登録第(石)12345号

「建築士事務所に関する事項]

名称:北方型住宅建築事務所

所在地: 札幌市

区分(一級、二級、木造): 二級建築士事務所

(備考)

- ・BELS、設計性能評価を取得済みです。
- ・省エネ基準からの削減率などの詳細は住宅ラベリングシートを参照して下さい。